

四日市市告示第409号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）</u>に規定する母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、予算の範囲内において職業能力の開発又は資格の取得を目的とした講座の受講に対して、自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象講座)</p> <p>第2条 給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定に</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図るため、予算の範囲内において職業能力の開発又は資格の取得を目的とした講座の受講に対して、自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象講座)</p> <p>第2条 給付金の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、次の各号に掲げる講座とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座</u></p>

よる一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準ずると市長が指定する講座

(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）及びこれに準ずると市長が指定する講座

(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（ただし、専門資格の取得を目的とする講座に限る。）及びこれに準ずると市長が指定する講座

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。）であって、対象講座の受講を修了したものとする。

(1)から(3)まで (略)

(2) その他市長が指定する講座

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の全ての要件を満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、対象講座の受講を修了したものとする。

(1)から(3)まで (略)

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象講座受講開始現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超える場合は、20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

(2) 対象講座受講開始現在において専門実践教育訓練給付金を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に20万円を乗じて得た額とし(この場合80万円を超えるときは80万円とする。))、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

(3) 対象講座受講開始日現在において

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象講座受講開始現在において雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「法」という。)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。))を受給できない支給対象者 当該支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超える場合は、20万円とし、12千円を超えない場合は給付金の支給は行わないものとする。)

(2) 対象講座受講開始日現在において

一般教育訓練給金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金を受給できる支給対象者 前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が受給した一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

(対象講座指定の申請)

第6条 (略)

2 前項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書(第1号様式。以下「講座指定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。第9条第1項第2号において同じ。))又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年。第9条第1項第2号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及

一般教育訓練給金を受給できる支給対象者 前号に定める額から法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が受給した一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

(対象講座指定の申請)

第6条 (略)

2 前項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書(第1号様式。以下「講座指定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 指定申請者に係る児童扶養手当証書の写し(申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から6月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあ

び数並びに所得税法に規定する老人  
控除対象配偶者、老人扶養親族及び特  
定扶養親族の有無及び数についての  
市町村長（特別区の区長を含む。以下  
同じ。）の証明書（所得税法（昭和4  
0年法律第33号）に規定する控除対  
象扶養家族（19歳未満の者に限る。）  
がある者にあつては、当該控除対象扶  
養親族の数を明らかにすることがで  
きる書類及び当該控除対象扶養親族  
の前年の所得の額についての市町村  
長の証明書を含む。第9条第1項第2  
号において同じ。）

(3) 指定申請者が、寡婦控除又は寡夫  
控除のみなし適用対象者(児童扶養手  
当法施行令(昭和36年政令第405  
号)第4条第2項第3号に規定する所  
得割の納税義務者に該当する者をい  
う。第9条第1項第3号において同  
じ。)であるときは、当該対象者の子  
の戸籍謄本及び当該対象者と生計を  
一にする子の前年の所得(1月から7  
月までの間に申請する場合には、前々  
年の所得。第9条第1項第3号におい  
て同じ。)の額を証明する書類等、当  
該事実を明らかにすることができる  
書類

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金  
の支給を申請しようとする者（以下「支  
給申請者」という。）は、対象講座を修

つては、当該控除対象扶養親族の数を  
明らかにすることができる書類及び  
当該控除対象扶養親族の前年の所得  
の額についての市町村長の証明書を  
含む。第9条第1項第2号において同  
じ。）

(給付金の支給申請)

第9条 対象講座の指定を受けて給付金  
の支給を申請しようとする者（以下「支  
給申請者」という。）は、対象講座を修

了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は支給申請者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(ただし、証明すべき対象となる所得が対象講座を指定した年と同年である場合は、(所得の更正決定があった場合を除く。))添付を省略することができる。)

(3) 支給申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金が支給されている場合は、その

了した後に、四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合で、市長が特に必要がないと認める場合は、添付書類の提出を省略することができる。

(1) (略)

(2) 支給申請者に係る児童扶養手当証書の写し(支給申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は支給申請者の前年(1月から6月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(ただし、証明すべき対象となる所得が対象講座を指定した年と同年である場合は、(所得の更正決定があった場合を除く。))添付を省略することができる。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 一般教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

額を証明する書類

2 前項の申請は、受講修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる申請者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に第1項に係る申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)